

第167回

熊本県都市計画審議会議事録

令和7年（2025年）11月10日

# 第167回 熊本県都市計画審議会議事録

- 1 案件 [公開・非公開]  
審議  
議第1353号 《公開》  
大津都市計画道路の変更の件（中九州横断道路大津熊本線）
- 議第1354号 《公開》  
熊本都市計画道路の変更の件（中九州横断道路大津熊本線）
- 議第1355号 《公開》  
熊本都市計画道路の変更の件（中九州横断道路熊本環状連絡線）
- 2 審議会の日時及び場所  
日時 令和7年（2025年）11月10日（月曜日）午前10時開会  
場所 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 出席した委員及び幹事の氏名  
(出席委員)  
熊本大学教授 柿本 竜治  
熊本大学教授 本間 里見  
くまもと農業女性ネットワーク 菅原 静子  
熊本商工会議所女性会 古崎 喜代子  
熊本経済同友会 野々口 弘基  
熊本県弁護士会 森 則子  
熊本大学教授 副島 顯子  
熊本県議会議員 藤川 隆夫  
熊本県議会議員 西 聖一  
熊本県議会議員 前田 憲秀  
熊本県議会議員 橋口 海平  
熊本県議会議員 松村 秀逸  
九州地方整備局長 (代理 熊本河川国道事務所副所長) 山下 修  
九州農政局長 (代理 農村振興部農村計画課長) 渡邊 大伸

熊本県警察本部長 (代理 熊本県警察本部交通規制課長 大藪 浩)

(出席幹事)

土木部道路都市局長	奥山 和弘
土木部道路都市局都市計画課長	高橋 慶彦
土木部道路都市局都市計画課審議員	緒方 民夫
土木部道路都市局都市計画課主幹	橋本 慶太
土木部道路都市局都市計画課主幹	木村 健史

4 一般の傍聴者 1名

5 議事次第

- (1) 開会
- (2) 主催者あいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 議事録署名者の指名
- (5) 審議会の公開・非公開について
- (6) 議案
- (7) 閉会

6 議事の経過

(1) 開会

**橋本補佐**

ただいまより、第167回熊本県都市計画審議会を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます、県都市計画課の橋本と申します。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

開会にあたりまして、県土木部道路都市局長の奥山からご挨拶申し上げます。

(2) 主催者あいさつ

**奥山道路都市局長**

皆様、おはようございます。熊本県土木部道路都市局長の奥山と申します。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中にご出席いただきまして、ありがとうございます。

今年3月の都市計画審議会では、人吉都市計画区域マスタープラン、それから荒尾都市計画道路の万田下井手線に関するご審議をいただいております。

ともに、4月上旬に都市計画決定を行っておりますことをご報告いたします。

さて、本日の付議事項でございますが、中九州横断道路の大津熊本線及び熊本環状連絡線の変更の件について、有料道路事業の導入に向けた道路区域の変更を行うものでございます。詳細につきましては、後程ご説明させていただきます。

限られた時間ではございますが、委員の皆様方には、ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひします。

### **橋本主幹**

続きまして、定数の確認をいたします。本日は委員18名中15名のご出席をいただいております。

このため、熊本県都市計画審議会条例の規定により、審議会を開催するための定員数に達しておりますことをご報告いたします。

### **(3) 委員紹介**

#### **橋本主幹**

審議に入ります前に、本審議会の委員に新たにご就任いただいた方をご紹介いたします。

まず、県議会の議員として、西委員にご就任いただいております。

また、市町村の議会の議長を代表する者として、熊本市議會議長である大石委員に新たにご就任いただいておりますが、本日はご都合により欠席でございます。

続きまして、本日代理でご出席いただいている委員をご紹介いたします。

国土交通省九州地方整備局長の垣下様の代理として、熊本河川国道事務所副所長の山下様にご出席いただいております。

農林水産省九州農政局長の緒方様の代理として、九州農政局農村振興部農村計画課長の渡邊様にご出席いただいております。

熊本県警察本部長の佐藤様の代理として、熊本県警察本部交通規制課長の大藪様にご出席いただいております。

その他の委員の皆様につきましては、出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、熊本県都市計画審議会運営規則の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、柿本会長に議長をお願いいたします。

柿本会長、よろしくお願ひいたします。

#### (4) 議事録署名者の指名

**柿本会長**

それではしばらくの間、私の方で進行役を務めさせていただきます。議案の審議に入ります前に、熊本県都市計画審議会運営規則に基づき、議事録署名者の指名をさせていただきたいと思います。規定により会長が指名することとなっておりますので、本日は古崎委員、橋口委員にお願いいたしますが、よろしいでしょうか。

**古崎委員・橋口委員**

はい。

**柿本会長**

それでは、古崎委員、橋口委員よろしくお願ひいたします。

#### (5) 審議会の公開・非公開について

**柿本会長**

続きまして、審議会の公開に関してですが、本日の議案はすべて公開といたします。

本日、傍聴及び報道機関の方はいらっしゃいますでしょうか。

**橋本主幹**

傍聴の方が1名、報道機関の方が2名いらっしゃいます。

**柿本会長**

それでは傍聴される方にお願いいたします。

このような会議が公開されますのは、県民の皆様に県政に対する理解と信頼を深めていただく目的から公開するものであり、皆様に発言や態度表明の場を提供するものではありません。お手元にお持ちの熊本県都市計画審議会傍聴要領の中に記載してありますように、会議中は静粛にしていただき、拍手等により、賛成、反対の意向等を表明することはできません。もし、お守りいただけない場合は、退場していただくこともあります。会議の円滑な進行について、ご協力を願いいたします。

## (6) 議案

審議：

議第1353号：大津都市計画道路の変更の件（中九州横断道路大津熊本線）

議第1354号：熊本都市計画道路の変更の件（中九州横断道路大津熊本線）

議第1353号：熊本都市計画道路の変更の件（中九州横断道路熊本環状連絡線）

**柿本会長**

それでは早速、議事の方に入らせていただきます。

議第1353号から1355号については、同じ中九州横断道路に関する議案のため、一括でご審議いただきたいと思います。事務局より、ご説明をお願いいたします。

**緒方審議員**

それでは、議第1353号から1355号、中九州横断道路の大津都市計画道路大津熊本線及び熊本都市計画道路大津熊本線、熊本環状連絡線の変更について、ご説明いたします。

これら3つの議題は、密接に関連しておりますので、一括して説明をいたします。

こちらが本日の説明内容になります。初めに、全体概要として、1. 中九州横断道路の概要、2. 都市計画上の位置付け、3. 都市計画決定等の経緯、4. 付議理由、次に、都市計画案について、5. 計画変更の概要、6. 説明会・意見書について、説明させていただきます。

まず、中九州横断道路の概要について、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。

熊本都市圏は、都市圏内外の広域交流を支援する道路として、2環状11放射の道路網の形成を目指しています。その中で、中九州横断道路はこれらの放射道路の1つとして、都市の骨格に位置付けられており、図では赤色の箇所となります。

熊本市中心部を囲む2つの環状道路を緑色、11本の放射道路をピンク色で示しており、これらを合わせて2環状11放射道路網と呼んでおります。

2ページをご覧ください。

こちらの図面は、上側を北として左側が熊本市、右側が大分市方面となります。

中九州横断道路は、図面右上の大分県大分市から図面左下の熊本県熊本市に至る、延長約120kmの高規格道路です。赤色で表示している18km区間

が、本日ご説明します都市計画の対象区間となり、中九州横断道路大津熊本線及び熊本環状連絡線となります。

次に、都市計画上の位置付けについて、ご説明いたします。

3ページをご覧ください。

こちらは都市計画区域マスタープランで記載されている内容となります。

左側が熊本都市計画区域、右側が大津都市計画区域となり、いずれも、中九州横断道路は広域的な幹線道路の1つとして位置付けられています。

次に、都市計画決定等の経緯について、ご説明いたします。

4ページをご覧ください。

今回、都市計画の変更を行います、大津熊本線及び熊本環状連絡線の都市計画決定のこれまでの経緯について、ご説明します。

各IC及びJCTの名称は決定しておりませんので、すべて仮の名称となります、説明の際は仮称を省略して説明いたします。

まず、図面右側の大津西ICから九州縦貫自動車道に接続する熊本北JCT間が大津熊本線、また、熊本北JCTから下硯川IC間が熊本環状連絡線となります。

詳しくは図面を用いて次のページでご説明しますが、大津熊本線は、令和2年1月に都市計画決定をしました。その後、令和4年7月と令和6年3月に都市計画を変更しています。

また、熊本環状連絡線については、令和6年2月に都市計画決定を行っています。

5ページをご覧ください。

上の図が大津熊本線、下の図が熊本環状連絡線、それぞれ現在の都市計画決定の状況を示した標準断面図となります。

上の大津熊本線では、道路を支える法面部分を含む道路計画幅で都市計画決定を行っており、下の熊本環状連絡線では、道路詳細設計を今後予定しており、法面部分がまだ未確定であるため、道路の路面幅で都市計画決定を行っている状況です。

次に、付議理由について、ご説明いたします。

6ページをご覧ください。

都市計画道路として決定後、国土交通省を主体に事業が進められている一方で、TSMC進出に伴う半導体関連企業の集積、開発が進み、交通渋滞が深刻化している状況にあり、整備をさらに加速させる必要があります。

7ページをご覧ください。

そこで有料道路事業を導入することで、整備を加速化させたいと考えています。有料道路事業を導入する利点として、「将来の通行料金を担保に建設費用

を借り入れ、整備後に料金収入で償還する仕組みによって、早期整備を実現できること」、「利用者の目的に応じて、有料道路を活用されることで、車の通行ルートの選択肢が増えることにより渋滞緩和が図れること」、「有料道路の点検、補償による安全な走行環境を確保できる」といった利点が期待されます。

そのため、今回新たに必要となる料金所などの施設を配置するために必要なエリアを、都市計画道路の区域に追加したいと考えています。

次に、道路計画変更の概要について、ご説明いたします。

8ページをご覧ください。

今回都市計画を変更する箇所について、説明いたします。

有料道路事業の導入に向けてこちらの位置図のとおり、各ICの箇所に料金所が必要となります。その料金所が設置されることに付随して、必要となる各種施設の配置に必要な区域について、都市計画の変更を行いたいと思います。

変更予定箇所①から④の詳細については、後程ご説明いたします。

また、青色で表示しています変更予定箇所⑤につきましては、熊本市にて都市計画の変更を行います。

9ページをご覧ください。

この図は、各変更箇所のイメージ図となります。

今回変更する箇所に設置する施設としては、一般的に、料金所を管理するための料金事務所、従業員やお客様用の駐車場、道路を管理するための車に必要な駐車及び転回場などを予定しています。

10ページをご覧ください。

こちらは実際に運用している施設としまして、上側に益城空港ICの航空写真を掲載しています。この赤色のエリアには、下側にあるような写真のように、駐車場や料金事務所の配置が行われています。

11ページをご覧ください。

こちらは、大津西ICから合志IC付近の拡大図です。左上には先ほど説明しました位置図を載せています。

濃い赤色で示す部分が今回追加する範囲となります。

12ページをご覧ください。

こちらは、合志IC付近の拡大図です。

こちらでは濃い赤色で示す追加範囲に加えて、黄色で示す都市計画の区域から除外する範囲もございます。これは料金所の設置に伴い、料金所前後の縦断勾配を緩やかにする必要があり、道路の高さや線形が一部変更となるものです。

13ページをご覧ください。

こちらは、西合志IC付近の拡大図です。

こちらも先ほど示した合志ＩＣと同様に、都市計画に追加及び除外する範囲がございます。

14ページをご覧ください。

こちらは、熊本北ＩＣ付近の拡大図です。

濃い赤色で示す部分が今回追加する範囲となります。

最後に、説明会及び意見書について、説明いたします。

15ページをご覧ください。

都市計画素案の住民説明会を、令和7年7月29日と31日、そして8月2日に開催し、計61名の参加がありました。主な意見を紹介します。

「渋滞緩和の観点からも、早期整備して欲しい」という意見があり、「早期整備のため、有料道路事業の導入を要望し、事業を推進していく。」と回答しています。

他に、「中九州横断道路から、現道に接続する大津町の国道325号が渋滞するのでは。」という意見があり、「交通安全対策を含め、渋滞対策も引き続き検討していく。」と回答しております。

16ページをご覧ください。

都市計画案の公告・縦覧を令和7年9月26日から10月10日まで行いましたが、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

### **柿本会長**

ありがとうございました。

ただいま、事務局よりご説明がございました議第1353号から1355号につきまして、委員の方から何かご質問、ご意見ありませんか。

### **本間委員**

変更しようとする理由の最後に、有料道路事業を導入すべくというように書いてあります。今回の変更は有料道路にするための変更ということが大きいと思いますが、そもそも有料にするか、無料にするかは都市計画の中で決めているのかの確認と、有料道路にするという決定は一体どこで行われたのかという都市計画を変更する背景と理由を教えていただきたいと思います。

### **緒方審議員**

今回の変更につきましては、有料道路にするという内容とはなっておらず、まず料金所を設置するための区域の変更となっております。都市計画上での有料、無料ということでの手続きの整理ではなく、有料道路を活用する計画を作

るにあたっての受け皿を、まずは県と市で準備をしていきます。有料道路制度は今後国で審議され、実際導入する際は、国の認可が必要となりますので、手続きをお願いしたいと考えております。

また、有料道路を国に要望した経緯は、TSMCがこのエリアにくることは、中九州横断道路が計画された時点ではありませんでしたので、通常の道路の交付金事業で取り組むことで考えていました。ただ、昨今の交通渋滞が非常に深刻化している状況を考えると、早急に有料事業を活用しながら、整備を進めていく必要があると判断いたしまして、国に活用の推進をお願いしたいということで、まず県で受け皿を準備するために今回の変更を考えています。

### **本間委員**

そうすると、都市計画上の決定ではなく、有料道路を申請するにあたっての受け皿を事前に変更するという考え方でよろしいでしょうか。

### **緒方審議員**

そのような考えで取り組んでおります。

### **本間委員**

有料道路を申請する方が、早く整備できるのでしょうか。

### **緒方審議員**

国で交付金等の道路予算を活用して、整備を進めていただいております。ただ、どうしても道路予算ですので予算には上限があり、どのぐらい整備期間がかかるかわかりません。今回の有料道路事業を活用すると、先ほどご説明しましたように、建設費用について通行料金を担保に事前に借り入れることで、道路予算とは別の予算を追加して整備費に充てることができます。もちろん、その分は整備後に通行される方からの料金をもって、お返ししていくことになりますが、まずは通行料金を担保にお金を借りて建設費用に充てられるため、通常の道路予算に加えて有料道路により借り入れできる費用によって整備をさらに推進できると考えております。

### **本間委員**

理解はできたのですが、私も熊本市の都計審で委員を務めておりますので、熊本の区間、西回りバイパスですが、そのバイパスも高速道路扱いにするような考え方でしょうか。今回の続きの場所が熊本市内になりますので、熊本市の都計審で決定しなければいけないのですが、そちらも有料料金に変更になると

考えていいでしょうか。道路が繋がっていますので、県はどう考えているのか、どう線引きをするのかというところです。

### **緒方審議員**

今回ご説明しました大津熊本線から熊本環状連絡線を通って、下硯川までは有料制度を活用できるように準備をし、受け皿をつくっておくということで進めたいと考えております。その先はお話がありましたように西環状連絡線となっており、熊本市が有料道路制度を活用せず、市の事業として取り組んでおり、現在のところ無料区間になっています。今後、有料道路を活用されるのかどうかというのは、事業主体である熊本市が判断されるものと思っています。現時点では、熊本市の事業だけで進めていかれるというように聞いていますが、今後有料道路を活用するか、検討されているかも含め、不明です。今後検討されていかれるのか、このままで行くかというのは事業主体で判断されいかれると思います。

### **本間委員**

県から熊本市の区間に関しては、有料か無料か、そういった考えは特にないというように考えてよろしいでしょうか。

### **緒方審議員**

今のところは、県から有料、無料という話はしていない状況です。

### **本間委員**

はい、わかりました。

### **柿本会長**

他に何かご質問はありますでしょうか。

今の件に関して、県よりは国にお伺いしたいのですが、もともと無料で事業化されているので、需要予測等は無料で計算されているかと思います。そうすると、有料化するときにはもう一度、費用対効果B／Cの計算等はやり直しが必要になるのでしょうか。

### **九州地方整備局長（代理 熊本河川国道事務所山下氏）**

事業化するときは、先ほどおっしゃられたように、無料の4車線で事業化しておりますので、有料化になると有料投資限度額等を出さないといけません。

そこは新たな有料抵抗をかけて、新たに集計を行いB／Cを出すということになると思います。

### **柿本会長**

そうすると、コストのところには今回都市計画決定する料金所のコストも入ってくると思います。それと、需要の方は有料抵抗が入ってくると交通量は少し少なくなる。そうすると従来のB／Cよりも悪くなるかと思います。今まで無料で事業化していただくよりもお金はかかりますし、有料抵抗はどうしてもかかるてくると思いますので、少し不利になると思います。現在の計画で、B／Cはどのくらいになってますでしょうか。

### **熊本河川国道事務所**

今、B／Cのお話がありました。今回有料の変更をしようとする大津熊本線と熊本環状連絡線、この個別のB／Cにつきましては、熊本環状連絡線がB／C = 3.9あります。大津熊本線は2つに分けて事業化しておりまして、熊本北JCTと合志の間が3.5、大津西から合志間が5.6という数字となっております。

### **柿本会長**

これを計算されたときの需要は、TSMCの立地の影響はまだ加味する前の数字でしょうか。

### **熊本河川国道事務所**

九州地方整備局にて再評価委員会をしております。今年度10月に委員会に諮っており、その数字になっております。今お話がありましたTSMC関連の開発需要は見込んでおります。

### **柿本会長**

わかりました。有料化し、少し需要が減ってコストが上がっても、B／Cは十分確保できるということでしょうか。

### **熊本河川国道事務所**

まだ数字は出ておりませんが、大丈夫かと思います。

### **柿本会長**

他に何かご質問はございませんか。

### **前田委員**

ご説明ありがとうございました。今回の内容については、十分理解をいたしました。

西環状道路、先日池ノ上まで開通をしまして、通った方はすごく利便性を感じていらっしゃると思います。そして、今後仮称ですが熊本北JCTまで繋がるわけです。以前から、熊本の中心部とICまでの時間は政令市の中でも非常に長くかかると、そういう話を1回お聞きしたことがあります、そのあたりの効果というのはすごく出ると記憶しておりますが。これからしっかりと訴えられるのでしょうか。

### **緒方審議員**

先日、池ノ上まで開通をしまして、それだけでも非常に効果があり、分散化することで3号線への負荷が軽減されるというように考えています。今、調査も行っており、その結果も国と熊本市と連携し、近々出していくことになると思います。今おっしゃった北熊本JCTまで繋がれば、さらにその効果は高まるものと考えております。非常に地形的に厳しいところもあり、時間がかかると思いますが、繋がることによってどういった効果があるのかというのは、今後、県民の皆様にも目に見える形で出していかなければいけないというように考えています。

### **前田委員**

先ほどB/Cのお話もありました。県民、市民の皆様がいかに便利になるのか、そこがすごく重要と思っていますので、これだけ利用者は便利になりますということをしっかりと発信をしていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

### **柿本会長**

他にございませんか。よろしいでしょうか。

他にご意見がないようでしたら、議第1353号、議第1354号、議第1355号につきましては、異議なしとしてよろしいでしょうか。

### **委員**

異議なし。

## **柿本会長**

それでは、議第1353号から1355号につきましては、異議なしとさせていただきます。

以上で、議案の審議を終了いたします。委員の皆様には、審議会の円滑な運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。これ以降の進行につきましては、事務局にお返しいたします。

### **(7) 閉会**

#### **高橋都市計画課長**

熊本県土木部道路都市局都市計画課長の高橋でございます。委員の皆様、ご審議いただき、誠にありがとうございました。

審議会から県知事への通知を受けまして、都市計画決定の手続きを進めて参りたいと考えております。

それではこれをもちまして、第167回熊本県都市計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

**【午前10時35分　閉会】**

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条  
第3項の規定によりここに署名します。

2025年11月21日

議事録署名者

古崎喜代子

熊本県都市計画審議会委員

---

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条  
第3項の規定によりここに署名します。

R7年 11月 19日

議事録署名者

熊本県都市計画審議会委員 橋口 海平